

配当所得に対する市・県民税について

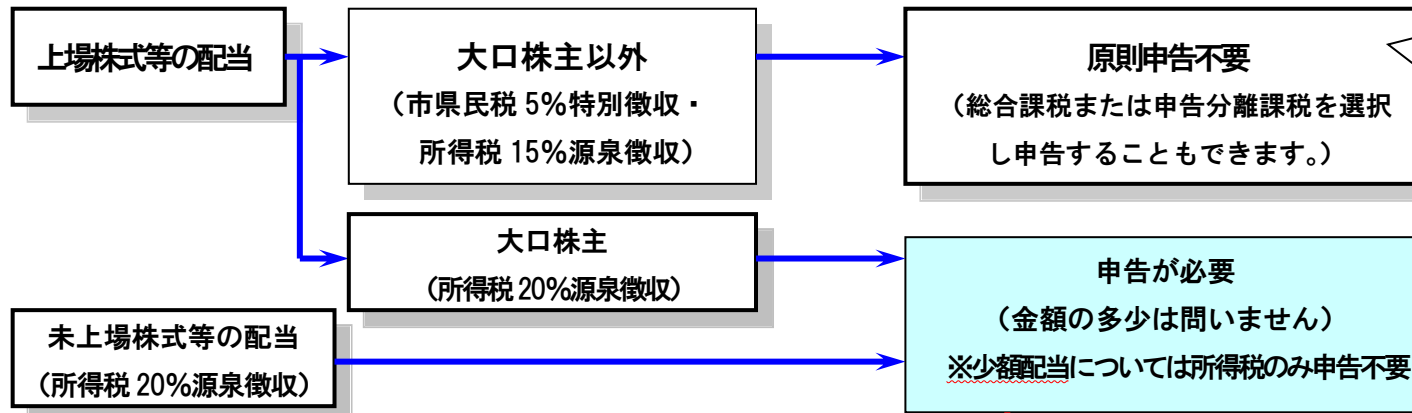
配当所得に対する市県民税については少額配当<注1>、大口株主<注2>および未公開株式等の配当のある方は、金額の多少にかかわらず申告が必要です。

<注1> 少額配当…1 銘柄について1 回に支払を受けるべき金額が、次により計算した金額以下であるものをいいます。

10万円×配当計算期間※の月数（最高12か月）÷12

※「配当計算期間」とは、その配当等の直前の支払に係る基準日の翌日から、その配当等の支払に係る基準日までの期間をいいます。

<注2>大口株主…発行済み株式総数の3%以上を所有する株主のことです。



確定申告することを選択された場合は、「配当割額控除額」欄に配当割額をご記入ください。特別徴収されていた配当割額が所得割額から控除されます。
※配当割とは、上場株式等の配当に対しあらかじめ特別徴収されている住民税です。

(注意)
平成25年から令和19年までの間に生ずる所得についての所得税の確定申告や源泉徴収の際には、所得税のほかに、復興特別所得税（原則として所得税額の2.1%）が課されます。

○ 住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族	扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
			平 . . .	
			平 . . .	
給与・公的年金等に係る所得以外(平成 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択				<input type="checkbox"/> 給与から差引き <input type="checkbox"/> 自分で納付
配当に関する住民税の特例				
非居住者の特例				
配当割額控除額				
寄附金 税額控除	都道府県、市区町村分	円	条例 指定分	都道府県 市区町村
	住所地の共同募金会、 日赤支部分			
別居の控除対象配偶者・控除対象 扶養親族の氏名・住所		氏名	住所	

■ 申告について ■

未上場株式等の配当及び、上場株式等の配当所得のうち大口株主分については申告が必要です。

・所得税の確定申告において申告不要を選択した少額配当についても、市県民税では申告が必要です。確定申告書第2表の「配当に関する住民税の特例」欄に金額を記入するか、市県民税の申告をしてください。

また、上場株式等の配当等(大口株主等を除く)に係る配当所得を確定申告する場合は、総合課税に代えて、15%(住民税 5%)の税率による申告分離課税を選択することができます。この場合には、上場株式等の譲渡損失の金額と損益通算できます。ただし、この制度を選択すると、配当控除は受けられません。

確定申告書第2表(新様式)